

(略)

東京都監査委員	伊 藤 ゆ う
同	伊 藤 こういち
同	茂 垣 之 雄
同	岩 田 喜美枝
同	松 本 正一郎

令和 5 年 8 月 1 4 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

東京都交通局において、労働組合の会計を担当している職員 A（以下「本件職員」という。）が同局の職員の給与から組合費等の控除を行うなどの給与支払事務に従事することは、本件職員が許可なく労働組合の業務に専ら従事すること（ヤミ専従）になり違法であり、こうしたヤミ専従を認めた労使協定も違法であるなどとして、本件職員からヤミ専従に相当する給与の返還等を求めるものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

本件職員が労働組合の業務に専ら従事し給与の支払を受けているとする請求人の主張の根拠は、所管局の職員の給与からの「組合費・共済掛金・財形掛金等々の天引き等」の業務（以下「本件業務」という。）が労働組合の業務であり、これに本件職員が従事しているということである。

このことについて、予備的調査によれば、所管局は、労働基準法（昭和 2 2 年法律

第49号)第24条第1項ただし書に基づき、同局の職員の過半数で組織する労働組合（以下「本件労働組合」という。）との間で、同局の職員の給与から、本件労働組合の組合費、共済掛金及び財形貯蓄等について控除することができる旨の協定（以下「本件労使協定」という。）を締結しており、また、所属長が所属職員である本件労働組合の会計担当者に対して、同局の庶務担当が行う給与支払事務の補助を業務として命じることができるといった組合員の勤務の取扱いについて、本件労働組合との間で確認をしているとのことであった。

そして、労働基準法第24条第1項ただし書の規定は、賃金の一部を控除して支払うことができる場合を定めているところ、当該規定は、賃金（給与）を支払う使用者（所管局）の賃金支払について定めたものであるから、請求人の指摘する本件業務は所管局の業務であり、労働組合の業務ということとはできない。

したがって、本件業務への従事はヤミ専従であるなどとして、本件職員に対する給与の支払について違法、不当であるとする請求人の主張は、都の財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

なお、請求人は、本件労使協定が違法であることの確認を求めているが、財務会計上の事柄ではなく、上記の結論を左右するものではない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。